

平成29年第8回大月市農業委員会総会会議録

開催日時 平成29年8月25日(金) 午後2時00分から

開催場所 大月市民会館4階会議室

出席委員

会 長	1 番	志村 喜光
委 員	2 番	小林 良次
	3 番	山田 政文
	4 番	佐藤 總明
	5 番	蔦木 正彦
	6 番	天野 千明
	7 番	梶原 勝
	8 番	西村 恒男
	9 番	矢頭 惠造
	10番	山崎 公江
	11番	米山 義一
	12番	小俣 民男
	13番	和田 廣行
	14番	佐藤 孝義

1 互礼

事務局 ただいまより平成29年度第8回大月市農業委員会委員総会を開会致します。

会長挨拶、志村会長お願い致します。

3 会長挨拶

平成29年第8回農業委員会委員総会を招集しましたところ、ここに全員のご出席を頂きましたことを厚く御礼を申し上げます。

過日の台風5号によります大月市を直撃した線状降水帯と呼ばれる集中豪雨の被害は、皆様方の所はいかがだったでしょうか。8月に入ってから天候不順は農作物にとっても大きな影響となります。今後の天気が大変気になるところであります。

さて、私たち第23期農業委員会の与えられた重要な責務は、農地等の利用最適化の推進です。担い手への農地利用の集積・集約及び遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などために、まず利用状況調査から始めます。その方法は、農地利用最適化推進委員と適切な連携と役割の分担の

もとで運営していかなければなりません。現在の当市の状況下では、先進的地域とは少々立地条件が異なり、難しい課題があるかと思われます。ただ、与えられた施策はこれは遂行しなければなりません。その中で今後の農業振興を図る意味でも大月市農業委員会はどのように方向付けしていくか、委員の皆様のお力をいただきますことをお願い致しまして、私の挨拶と致します。

本日の案件は、農地法3条が2件、4条1件、5条1件です。本会議がスムーズに進行されますようよろしくお願い申し上げます。

4 開会宣言

志村会長 本日は、全員の出席を頂いております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数を満たしておりますので、ここに総会の成立を宣告致します。

5 議長選出

事務局 大月市農業委員会会議規則第3条に基づきまして、議長を会長にお願い致します。

6 議事録署名委員の指名

議長 4番 佐藤総明委員、5番 蔦木正彦委員を指名する。

7 議案審議

議長 それでは、規約に従いまして議事を務めさせていただきます。進行に当たりましては、はなはだ不慣れであろうかと思いますがご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

これより、議案審議を行います。議案第20号、農地法第3条の規定による許可を求める件について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 それでは、報告をさせていただきます。報告の前に先日、農地法の審議事項について、簡単な説明文を配らせて頂きましたので、併せて見て頂いたり、あるいはまた、農地法のテキストなども参考にしながら審議の方をお願いしたいと思います。

それでは、提案させていただきます。

議案第20号、農地法第3条の許可申請は1件であります。2ページの地図と3ページの写真を併せてご覧頂きたいと思っております。

申請番号1番です。これは所有権移転についてです。所在地は、〇〇町

〇〇字〇〇××××、それから××××ー×です。地目は畑で現況も畑です。農振については農用地外になっています。面積は130㎡と260㎡、合わせて390㎡です。譲渡人は横浜市〇〇×丁目××番地×、●●●●さん、譲受人は大月市〇〇町〇〇×××番地、●●●●さんです。

●●●●さんの経営面積は3,650㎡、その内3,333㎡を自作しております。稼働日数は年間200日を経営しております。申請事由は、農業経営の拡大ということで、申請がきております。

先日、現地確認を行いましたところ、申請地につきましては4ページのような状況で、農機具を入れて耕作可能ということです。

申請者である譲受人の●●さんの今現在の経営状況を調査いたしましたところ3ページにあるような〇〇町〇〇に20アール以上の農地を所有しており、現在、これ5ページになりますけども、こんなような状況で耕作をされているということでありました。

以上、ご審議の方をお願いしたいと思います。

議長 説明が終わりました。今までの農業委員の方、スタイルが変わりまして、説明は、こういう形で事務局の方でして頂くということにしました。

当然、担当地域を持っておりますので、その方の見てきた視点で最初にご意見を頂きまして、その後、皆さんで質疑をするということで、進めたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、山田政文委員よろしくをお願いします。

山田委員 今週、月曜日に当該地を見て参りました。

写真にある状況でありまして、今草が生えている状況ですけども、春先には、ジャガイモでも作ったかなというような、畝の跡が残ったような感じでした。現状、写真と変わらないですね。

譲受人の小鷹さんが耕作している小篠の方については、私は見ておりませんので分かりません。

簡単ですが、説明は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、質疑がございましたら、挙手の上、指名を受けてから発言をしてください。

西村委員 譲渡人と譲受人の間柄はどんな関係ですか。

山田委員 譲渡人は、私は地元なので、だいたい分かるんですが、私より二つ上の人で、現在、自分の家があった裏が農地でして、家は現在ありません、〇〇の方に家を作って帰って来ないという状況です。譲受人は、私の同級生でございまして、〇〇に住んでいる状況でございます。

西村委員 親戚ですか。

山田委員 この二人が、親戚じゃあないです。全く親戚じゃあないですね。

議 長 事務局の方で補足を

事務局 ●●●●を介しての売買をしたいということです。

議 長 西村委員どうですか。

西村委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

議 長 外にございますか。

(異議なしの声)

異議なしのようでありますので、質疑を打ち切りまして、採決を行います。許可に賛成の方は挙手を願います。

ありがとうございました。全員一致で許可と決定します。

議 長 議案第21号、農地法第3条の規定による競・公売適格証明について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案第21号をお願い致します。

併せて6ページから10ページまでに地図と写真、9ページには申請者の現在、耕作している場所とその状況がでておりますので、併せてご覧頂きたいと思います。

それでは、提案させていただきます。議案第21号の申請番号1番です。競・公売の買受適格証明ということで申請がでております。

申請地は、〇〇町〇〇字〇〇〇××××-×、場所は〇〇〇〇の奥をずっと行って、道の終わりまで行った〇〇〇〇の奥の方になります。地目は登記

簿畑、現況も畑になっています。農振については農用地外になっております。面積は837㎡、競売なので譲受人の申請者は大月市〇〇町〇〇×××番地、●●●●●さんです。

●●●氏の経営は1,381㎡で現在、耕作をしております。年間200日の農地経営状態です。申請事由は農業経営の拡大ということで申請がでております。

先日、現地を確認致しましたところ、申請地は写真のような所ですけども、現在、〇〇の〇〇の××××に10ページの写真のような形で耕作をしている状況です。購入物件と合わせて20アール以上の農地を耕作しているということになりますので、ご審議をお願い致します。

議 長 ありがとうございます。

これは、私の担当地域でありますので、説明させていただきます。

先日、現地を見て参りました。写真のようにトマトとかミニトマト、インゲンを栽培しておりました。当該地については問題ないと思います。

これは、競売物件ということで、この人が必ず取れるということでもない。ただ資格を与えるということですから、落としますとこの方の所有になるということでもあります。資格証明を出してやるということで農業委員会はタッチしております。

説明は以上ですが、何かご質問、質疑ありましたら受けます。

(異議なしの声)

ただ今、異議なしの声が出ましたがよろしいでしょうか。では、採決を行います。賛成の方は挙手願います。

全員一致で許可と決定します。

議 長 続きまして、議案第22号をお願いします。

事 務 局 議案第22条、農地法第4条の規定による案件は2件であります。

申請番号1番、12ページの地図と13ページの写真も併せてご覧頂きたいと思います。

所在地は、〇〇町〇〇〇字〇〇〇、地番は××××-×です。地目は畑、現況は雑種地になっております。農振は農用地外です。面積は80㎡、申請者は大月市〇〇町〇〇〇×××番地の●●●●●さん、転用目的は駐車場であります。

申請地につきましては、平成26年にこの場所を取得し、野菜などの耕作をしていましたが、家の前ということで、駐車場が必要となり、便利なこの場所を駐車場に変えてしまったということで、追認の申請が出されています。農地の許可については、認識が足りなかったということで、本人から始末書が出ておりますので、始末書を読み上げさせて頂きたいと思っております。

始末書。この度、私儀農地法第4条の規定による許可申請をお願い致しましたが、本申請地は、平成26年2月22日に売買により取得しました。取得した後、3年間ほどは農地として自家用の野菜等を栽培していましたが、従前から自家用車の駐車場がなく、非常に不便を来していた事から、造成して駐車場として使用しています。

法令の規定を十分に理解しないまま、農地を駐車場として使用してしまったことは誠に申し訳なく思っております。

つきましては、本件が許可になった後、早急に地目変更の登記手続きを進めたいと思っておりますので、今回のことはご寛大なるご処分により許可を賜りたく、本書をもってお願い申し上げます。

以上です。ご審議をお願い致します。

議長 説明が終了しました。続けて担当地区委員で小林良次委員、何かありましたら。

小林委員 今、事務局で説明したとおりで、現地確認に一緒に行けば良かったんですけど、事務局の方が先に行って、自分は2日3日前に再確認したところでございます。始末書のとおりですのでご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして質疑がございましたら、挙手の上、指名を受けてから発言をしてください。どなたかございますか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありますので、質疑を打ち切り採決を行います。
許可に賛成の方は挙手願います。
ありがとうございます。全員一意で許可相当と決定します。

議長 続けて申請番号2をお願いします。

事務局 それでは、申請番号2番について、説明いたします。

14ページの地図と15ページの写真も併せてご覧頂きたいと思います。

所在地は〇〇町〇〇字〇〇×××-×です。地目は田ですけども現在雑種地になっております。農振は農用地外です。面積は495㎡、申請人は大月市〇〇町〇〇×××番地の●●●●さん。転用目的は駐車場ですが、現在駐車場となっているということで、今回は追認の申請が出されております。この場所につきましては、先月の農業委員会において●さんの家を建てるということで、5条の申請がされた土地の隣であります。

所有者は同じ●●●●さんです。県の農務事務所と現地確認を先月行った際、県から指摘を受けまして、同じ所有者でこちらは許可をして、こちらは転用の許可がされていないということだとまずいということで指導がありまして、今回追認の申請をこちらの方から指導したところでございます。この場所については、農振の除外申請まではしていたんですけども、転用の申請はしておらず、農地のままになっていたという場所です。この件につきましても、追認ということで、始末書が出されておりますので、読み上げさせて頂きたいと思います。

この度、私儀農地法第4条の規定による許可申請をお願い致しましたが、本申請地は30年ほど前に亡父が道路の向い側にある●●●●●●株式会社に〇〇〇駐車場として貸し付けていた土地です。

昨年、隣地である〇〇町〇〇字〇〇×××番×を農振農用地から除外していただき、本年7月に●●●の住宅を建設するため農地法第5条の申請をお願いしたところ、本申請地が農地法の許可を得ずに駐車場として使用していることが判明致しました。

現在、●●●●●●株式会社は工場を〇〇市に移転し、建物は倉庫として使用されていますが、駐車場は返還され、引き続き私が〇〇〇及び〇〇の集荷際のトラック駐車場として使用しております。

亡父は農業委員もしていたため、まさか農地法の許可も得ずに駐車場として貸し付けていたとは思いませんでした。私の無知から違法行為に至ったことを深く反省しております。

今回、追認の申請をお願い致しますが、このようなことは二度と致しませんので、何卒ご寛大なる御処置をお願い致します。

ということで所有者である●●●●さんから始末書がでておりますので、読み上げさせて頂きました。

以上、ご審議のほどをお願いしたいと思います。

議長 説明が終了しましたので、担当委員の米山義一委員から何かありましたらお願いします。

米山委員 ただいま事務局の方から説明がありましてとおりでありますが、始末書に書いてあるとおり、私、担当地区の現農業委員として恥ずかしい思いをしています。先輩の●●●●様、過去××年×期に渡って●●●●を勤め、なお●●●●の●●をも務め、更に●の●●も勤めた人がそのままにしておいたということで、地域でも皆非常に不思議がっています。これを挽回するために、現在跡を継ぎました●●●●様、●●様が本当は相続の時に駐車場という地目変更もしてないんだから、本来気が付かなければならない、相続する時は田んぼか駐車場か、必ず一筆ずつ確認して相続したはずですが、それも怠っていた。誠に反省しても反省しきれないほどの違法な行為だったと思います。

私もこの件につきまして、常に憤りを感じております。今まで私も何回この土地において、農業委員としてあの土地は農振外れて駐車場になっていますねってことを何度もいわれました。その度に私も勿論ですよということで返事をしておりましたが、このような結果になって、私自身本当に恥ずかしい限りでございます。

今後、このようなことがないように、まず注意して、我々ももう一回、この場を借りて農業委員として新たな気持ちで取り組んでいきたい。そのように考えております。今後ともご指導のほどよろしく申し上げます。

議長 米山委員、どうもありがとうございました。
ただいまの発言等につきまして、何かご質疑ありましたら、挙手の上、発言してください。

蔦木委員 この写真で見て、家を建てるっていうのはどっちの。

米山委員 15ページの写真をちょっと開いてみてください。
軽トラが止まっているところが現地なんです、家を建てるのは左の写真ですね。軽トラの下に除草剤を蒔いて、草が生い茂っていたもんで、●●さんが除草剤を蒔いて枯草の畑になっております。この枯草のところへ家を建てるということで、先月、私が第5条で娘婿の●●●●さんの件で皆さんにお願いして賛成を得たんですが、この上の土地、今、砂利が見えますよね。軽トラが置いてありますが、砂利です。この下の土地を県からいろいろ調査に来た時にですね。この砂利の土地はどうなっているか、詳

しい話は私も知らないけど、この砂利の土地も当然、駐車場になっている
んではないかということを経務局の方へ尋ねたと思います。その時に後程
調べた結果駐車場にはなっていないという結果がでましたので、改めてこ
こで問題になったということでございます。この案件についてはそういう
事情でございます。ご理解のほどよろしく申し上げます。

葛木委員 砂利のところが今回の申請ということですね。その下側がその宅地とい
うことですね。

議 長 14ページの平面図で見てもらってどうですか。

事務局 申請地の奥がそうです。

議 長 それでは、外にご意見ございますか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありますので、採決をします。賛成の方は挙手をお願い
致します。

はい、ありがとうございました。全員ではないですが賛成多数で許可相
当と致します。

議 長 次に議案第23号について、申し上げます。

事務局 それでは、議案第23号、農地法第5条の案件は2件です。申請番号
1番から説明させていただきます。17ページの地図と18ページの写真を併
せてご覧ください。

場所は、林道〇〇〇線から〇〇線に入り200mほど行った所です。周
りは、林のようになっている所であります。

申請番号1番から説明致します。

所在地は、〇〇町〇〇〇字〇〇×××-×、地目は畑、現況も畑であり
ます。農振地については農用地外になっております。面積は1,507㎡。
申請者につきましては、賃貸借でありまして、貸主は大月市〇〇町〇〇×
××番地の●●●●さん、借主は東京都〇〇区〇〇〇×-××-×の株式
会社●●●●●●●●代表取締役●●●●さん、転用目的は太陽光発電
施設の建設であります。

先日、21日県と現地調査を行いました。申請地については、特段現況のとおりありまして、特に指摘はありませんでした。ただ、周りは所有者の所有する農地になっているんですけど、写真のように周りが山林化しておりまして、太陽光発電のため木を伐採するような場合、根まで引き抜いて農地に戻すこと、あるいは山林化している土地については山林に転用することというような指導を受けております。この件については、今後●●さんに指導をしていきたいと思っております。申請地の指摘については特にございませんでした。以上、ご審議をお願いします。

議長 説明が終わりました。
それでは、担当委員の天野千明委員何かございましたら。

天野委員 自分は今日も朝方行ったし、昨日も夕方、ちょっと様子を見に行っただんですけど、写真のとおりです。

あのまま農業するのもいいんでしょうけど、太陽光発電ということ考えると周りを利用し易い土地になるような感じもするんで、なんかいいなと思いました。時代だなという感じがしますね。農業委員がこんなことを言っているのかと思いますが両方とも土地を大事にできると思います。

議長 ありがとうございます。

事務局 すいません、ちょっと補足がございまして、計画では、320Wの太陽光パネルを220枚、その場所に設置することで、全部で49.9kwの発電をしたいという計画が出されています。

山田委員 現況、写真で見ると畑っぽくないんですけど、実際どんな状況なんですか。

天野委員 畑は確かにあったんですけど、フェンスがしてあって、そのフェンスを取り外しちゃって。

山田委員 なんか砂利っぽくなっている

事務局 よろしいですか。写真のとおりなんですけど、昨年までは耕作をしていました。ここで、この話が入ったということで、畑を許可前に整地しちゃった。

山田委員 砂利を入れて整地しちゃった。それを言ってくれないから、そのまま畑を
買いますよと言われても

議 長 左の写真の青い緑地はなんですか。

山田委員 やっぱり、先行して整地しちゃったんだね。それを先に言ってくれない
と、これは畑には見えないけど、どうなのかなと思う。

議 長 それでは、説明が終わりましたので、質疑がなければ、採決を取ります。
許可に賛成の方は挙手をお願いします。
全員一致で許可相当と致します。

議 長 続きまして、申請番号2番

事務局 申請番号2番です。

19ページの地図と20ページの写真を併せてご覧頂きたいと思いま
す。場所は、〇〇〇〇〇〇の〇〇の南側、奥の南側の場所になります。

これについても、太陽光発電設備なんですけども、これは所有権の移転
ということで申請が出ております。

場所は〇〇町〇〇字〇〇〇×××-×です。地目は畑で現況畑です。農
振については農用地外になっています。面積は1, 136㎡、譲渡人は〇
〇市〇〇×丁目×番××号の●●●●さん、譲受人は〇〇市〇〇×丁目×
番××号の株式会社●●●●代表取締役●●●●氏です。太陽光発電
ということで申請が出ております。

計画によりますと、290Wの太陽光パネルを144枚設置して、全部
で41.7kwの発電を計画しております。

20ページの写真では現況畑となっていますが、雑草が非常に茂ってい
る状況です。県との現地調査においては特に指摘はございませんでした。

以上、ご審議をお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員である山田政文
委員。

山田委員 今週月曜日に現地を見てきました。

20ページの写真の右側の写真ですが、これは、〇〇のすぐ南側にある

道路ですけど、この写真の角から当該地はこの上側の一部ですね。写真で言うと右側の方の、地図と併せてご覧になると分かるんですが、これは道下全体が入っているんで、その中の一部ということです。左側の写真は、多分農業員会事務局の方で下の方から撮った写真だと思うんですが、かなり葛葉等で荒れている状況です。しばらく畑はやっていなかったような状況でございます。

見たところは以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、何かご質疑ありましたら、挙手の上、発言してください。

(異議なしの声)

よろしいですか。それでは、異議なしの声がありますので、質疑を打ち切り、採決を取ります。許可に賛成の方は挙手を願います。

ありがとうございます。全員一致で許可相当と決定します。

議長 それでは、次に議案第24号をお願い致します。

事務局 議案の24号は別紙になりますので大月市農地利用調査員設置要綱(案)というホッチキス止めの、こちらの方をご覧頂きたいと思います。

今回、9月1日に農地利用状況調査の説明会を行います。利用状況調査の要綱について、次のとおり原案を作りました。例年この利用状況調査は行って参ったわけですが、これまで要綱のないまま進めて参りました。今回、推進委員が入ったということもあり、改めて要綱を定めて実施して行きたいと思っております。今までもやってきたことですが、大きな変更点は調査員に農業委員と推進委員をお願いすること、調査の協力員については、明確な委嘱状等出しておりませんでしたけれども、中の書式にありますような委嘱状を出してお願いすること、身分証明書を次のような形で発行して協力員をお願いすることを付けくわえて文章化した内容であります。以上、ご審議頂きたいと思っております。

議長 ありがとうございます。

事務局 私から補足でよろしいでしょうか。この要綱をご審議して頂くにあたりまして、一枚ずつの資料で農地利用調査担当地区と昨年の利用状況調査で

補助員をお願いした方の一覧を添付させて頂きました。この中で番号12の小俣光弘さんにつきましては、今回は最適化推進委員になられましたので、外して頂きたいということと29番の佐々木恵壽さんは外して頂きたい。こちらに載っている方、それから前任の農業委員さんを補助の調査員としてお願いするのでしたら参考をお願いして頂けたらと思います。

それと、これは直接要綱とは関係ありませんが参考のために、9月実施致します農地利用状況調査の委員さんの分担表を付けておきました。これはちょっと無理かなというご意見がございましたら、お聞かせ頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

議 長 それでは、どうでしょうか。

事 務 局 要綱は読み上げた方がよろしいでしょうか。
 （「大月市農地利用調査員設置要綱（案）」及び「大月市農業委員会農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）」を朗読する）

議 長 それに基づいて、農地利用状況調査員を説明してください。

事 務 局 （資料の「農地利用調査担当地区」に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の担当する地域と筆数について説明する）

議 長 この利用状況調査の担当地区については、まだ、推進委員の方には図ってない。1日に集まった時に事務局は出すつもりでいると思いますが、農業委員の方にある程度把握してもらってお願いするという形になるかと思いますが、考え方としてはそれでよろしいでしょうか。

各地区ごとに何かご意見ございましたらお願いしたいと思います。

議 長 議案第24号について審議します。事務局の説明に対して質疑がございますか。

山田委員 これは、全国一律のもので大月用にちょっとアレンジしたのかという確認と要綱の1条で意欲ある多様な農業者と書いてあるんですが、その定義を教えて頂きたい。

事 務 局 基がありまして大月市と入れ、大月用に作ったものです。

山田委員 定義があると思うんで、もし分からなければ後程でいいですから。

議 長 調べて、また連絡するということによろしいでしょうか。
外にございますか。

蔦木委員 案の中の3条の(6)仮登記農地の利用状況とあるんですが、仮登記は目に見えないので、どういうこと言っているのか分からないんだけど。
それと農地中間管理事業ってあるんですよね。この間、駒宮で定かじやないんだけど農地管理事業の地区なのに、耕作してないのに利用意向調査がきたということで散々文句を言われて、農業委員会の事務局で把握しているはずだと言われて、こういうチェックってどうしているんですか。

議 長 まず、3条の(6)、仮登記農地の利用状況の確認ですか。

事務局 把握してないです。
これから想定されるものも含んで規定しておくということです。
ある場合は利用状況調査の時、記載しておきますのでお願い致します。

課 長 駒宮みたいに圃場を整備して中山間の事業をやっていますね。その後、農地中間管理機構が入る可能性があるんだけど。今のところ入っている所はそこはなくて久保とか宮谷とかそういうとこしか入っていません。瀬戸方面にはないです。

蔦木委員 実際駒宮にはあるんですか。

課 長 ないですね。
中山間に入っているんですけど、圃場を整備すると、みんなまとめて貸すというのが農地中間管理機構です。それを目指しているんですが、まだそこまで行ってないです。

蔦木委員 そういう申請は一切ないってことですね、駒宮。

課 長 駒宮にはないです。

議 長 通知って意向調査じゃないですかね。

(事務局より意向調査について説明)

..... 利用意向調査についてが話題となったが議案から離れた議論のため
議事録には記載しない.....

小俣委員 農地利用調査員要綱の7条の解職の(1)に第3条に掲げる資格を失ったときとあるんですが、第3条というのは広く農業に関心を持ち、地域の農地事情に通じている者とあるんですよね。どういうことをもって、この資格を失うことになるんですか。

事務局 委嘱する時には、農業委員に関心を持っていたんだけど、今はもう関心もないよというような状況になった場合、あまりないとは思いますが、最初は農業委員に関心を持って、当然地域の事情にも通じている方っていうふうになりますけど、そういう人を選んだはずなのに本人は、やってみただけど、農業委員には関心がないからというような場合ですね。

課長 ほとんどないと思います。

議長 よろしいですか。

小俣委員 今の7条の件ですが、7条が二つ繋がっているんですが、後側は8条だと思えます。

事務局 失礼しました。8条に訂正をお願いします。

議長 調査要綱の案について、よろしければ採決したいと思いますが。

小俣委員 もう一度確認ですが、調査員の選出については担当の地区の者が事務局と相談して28年度の方をお願いするのか、バランスを考えて変えるのか、そして委嘱については事務局の方からあたって頂けるのか、それとも我々が直接あたるのか、どういう形にいたしましょうか。

課長 提案頂ければ、正式にこちらからお願いします。

事務局 ご紹介をいただければ、こちらからお願いをします。

議 長 地元の委員さんとあくまでも連携をとってもらって、その中で決めてもらうのが一番いいかと思います。

佐藤委員 猿橋は、補助員の場合は8名ですけど。8名は推薦してもいいですか。

事務局 8名だったのは、一人一日ということもあり、お願いした方は多かったんですが、半日だったりとか、二人で1日だったりとか、延べ人員でやっていました。予算は全体で80名ほどですので、去年は補助員を使わず、自分ひとりでやった方が早い場合もあるということで、お一人でされた委員さんもおりました。

佐藤委員 これは相談しないといけないですね。

議 長 そうですね、相談してください。

小俣委員 前任の農業委員さんでもいいんだね。

米山委員 日当の問題なんですけど、去年もここにもありますように1000筆以上の人が10日ぐらい、あるいはそれ以上、働いているんですけど、また今年も6日ぐらいが限度と理解してもよろしいですか。

事務局 大変申し訳ないですが、そういうふうにして頂きたいと思います。

蔦木委員 今、怪我をしたとかで煩い時代になっているんですけど、補助員を頼んでその補償っていうか、傷害保険とかどうなっていますか。

山田委員 農業委員は行政委員で我々の身分は補償されていますよね。所謂協力員とか調査委員ですか、身分証を携帯しているんだけど、その身分は補償されていないという雰囲気なんだけど、そのところはっきりした方がいいですね。農業委員の責任になるわけでもないし、あくまでも事務局で身分証まで発行しているんだから、なんの補償もないっていうのはおかしい話になるんで早急に整備してもらったほうがいいと思います。

課 長 なんか使っている保険で対応できるか検討しましょう。

議 長

外にありますか。よろしいでしょうか。

それでは、利用状況調査員設置要綱と農地パトロール実施要領、手続き規定の三案についてご承認頂けますか。挙手をお願い致します。

全員一致で承認するという事に決定致します。

案を消して9月1日以降にはこれでだすということでもいいですね。

8 報告事項

議 長

続きまして日程第8の報告事項

事務局

21ページをご覧ください。その後ろに写真が26ページまで付いておりますので併せてご覧頂きたいと思えます。

転用確認証交付に対する報告です。5件ありますが、駆け足で説明します。

〇〇町〇〇〇字〇〇〇〇の×××-×の土地につきまして、都留市〇〇4-4-6の●●●●から転用の証明がでております。22ページにあるような形で、太陽光発電の設置ということで転用が完了しておりましたので、確認証明を発行致しました。

2番です。やはり〇〇〇字〇〇〇〇の×××-×以下4筆です。同様に●●●●から資材置場ということで転用の確認証明がでております。23ページにあるような形で確認してまいりましたので、証明書を発行致しました。

3番につきましては、〇〇町〇〇字〇〇〇×××、これにつきましては、甲府市〇〇×丁目×番××号、●●●●様より転用の確認の証明がでております。これは、平成15年に●●●●の駐車場ということで転用されたんですけど、転用確認の方がされておりましたので、ここで改めて写真を撮ってまいりました。以上のような形で転用されておりますので、確認証明を発行致しました。

続きまして4番、〇〇町〇〇字〇〇〇の×××-×、大月市〇〇町〇〇××番地×の長●●●●より個人住宅ということで転用確認の申請がでておりました。25ページにあるような形で家が建てられておりますので、転用確認の証明を発行致しました。

最後5番になりますけど、〇〇町〇〇〇字〇〇〇〇の×××-×、これ追認でだされた件ですけど、●●●●様より転用確認の申請がでておりました。26ページにあるような形でもう家が建てられておりますので、追認でしたので確認を致しまして転用確認の証明を発行致しました。

以上、5件発行致しましたので、ここで報告致します。

議長 外にございませんか。ないようですので、本日の日程は全て終了致しました。本日はご協力頂きありがとうございました。
それでは、職務代理の方から閉会宣言をお願い致します。

職務代理 慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、平成29年第8回の農業委員総会をこれで終了致します。どうもありがとうございました。

10	閉会時刻	同	日	午後	14	時	00	分
11	解散時刻	同	日	午後	16	時	05	分